

薬学教育制度及び薬剤師国家試験受験資格の見直しについて (概要)

1. 背景及び必要性

医薬分業の進展、医療技術の高度化等に対応し、質の高い薬剤師の養成が必要。

臨床に係る実践的な能力を有した薬剤師を養成していくためには、大学における4年間の薬学教育では不十分。

2. 制度見直しのポイント

(1) 学校教育法の改正(文部科学省)

大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師の養成を目的とする課程については、その修業年限を6年とする。

(2) 薬剤師法の改正(厚生労働省)

学校教育法の改正に伴い、修業年限が6年となる大学の薬学を履修する課程を修めて、卒業した者に薬剤師国家試験受験資格を与える。

ただし、新制度へ円滑に以降するための経過的取扱いとして、平成29年度までに(法施行後12年間)薬学の4年制の課程に入学し、その後、薬学の修士課程を修了した者が、一定の要件を満たす場合には、受験資格を付与する。

3. 制度導入期日(法施行日)

平成18年4月1日(改正学校教育法、改正薬剤師法とも)